

中小企業向けDX促進モデル事業業務委託

仕様書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現に向けて、県内企業等がDXに取り組んでいただける機運を醸成するとともに各主体によるDXの取組を促進することとしている。

一方、県内中小企業向けアンケートの結果では、DXの取組状況について、「DXに関する取組を行っていない」「DXの概念を聞いたことがない」と回答した企業が60.2%という結果が出ており、「DXに取り組みたいが、何から始めればよいかわからない」という企業が多い。

このような状況から、県内企業にデジタル技術等の導入に関する伴走支援を行い、成功事例を創出することで、当該促進モデルを県内企業に共有することにより、県内企業のDXにかかる取組を促進するきっかけとすることを目的に本事業を実施する。

2 委託業務名

中小企業向けDX促進モデル事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 支援の対象者

主に県内中小企業・小規模企業とする。

(2) 事業の実施

本業務では、支援企業募集にかかる機運醸成セミナーの実施、伴走支援の実施及び合同成果報告会を下記の(ア)～(オ)に基づき実施すること。なお、三重県が県内企業のDX促進に向けて取り組む関連事業全体の計画については、別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担」を参照すること。

(ア) 支援企業の募集及び選定

支援企業を5社以上募集し、9月末までに選定すること。募集要件、応募様式、

選定方法や選定基準等は県へ提案し、承認を得ること。

(イ) 機運醸成セミナーの開催

支援企業を広く募ることを目的に、県内企業に対して専門家によるDXを進めるポイントや成功事例を紹介する内容のDX推進の機運醸成を図るセミナーを、支援企業の募集期間中である8月末までに現地（50名程度）及びオンラインで開催すること。なお、セミナーの中で県が行う関連事業の概要を各受託者等が紹介する時間（40分程度）を確保すること。

(ウ) 伴走支援の実施

支援期間は各社10月～2月末とし、対面またはオンラインによる支援を月2回程度実施し、期間中対面による支援は3回以上実施すること。また、上記の他、受託者が準備するコミュニケーションツールによる支援を随時実施すること。なお、支援企業が導入・利用するデジタルツールに関する費用は支援企業が負担する。

- ① 支援企業への現地ヒアリングによる現状把握と課題整理。
- ② 課題解決に向けたDX導入計画書の作成と目標の設定。
- ③ デジタルツールの導入支援や補助金活用アドバイス。
- ④ 次年度以降のDX推進に関する計画策定支援やDX認定の説明。

(エ) 合同成果報告会の開催

支援企業の成果や課題等について、県内企業をはじめ市町や商工団体等に向け発信する合同成果報告会を、3月初旬までに現地（50名程度）及びオンラインで開催すること。なお、報告会の中で県が行う関連事業の成果を各受託者等が紹介する時間（40分程度）を確保すること。

(オ) その他

契約締結後速やかにセミナー等の内容を記載した計画書と伴走支援全体の計画書を作成のうえ提出し、具体的な日程や開催場所、内容等については、県と協議の上決定すること。また、計画に変更が生じた場合は、適宜、県と協議し承認を得ること。なお、定期的に県へ進捗を報告すること。

(3) 広報の実施

下記のとおり広報を実施すること。

(ア) チラシデータ作成

支援企業募集やセミナー案内等のため、事業概要及び機運醸成セミナーを案内するチラシと、合同成果報告会を案内するチラシのデータを作成すること。

なお、チラシの印刷及び送付は別途県にて実施する。

(イ) WEBメディアの活用

支援企業募集時に、SNS（Facebook, X（旧Twitter）, Instagram等）広告、各種メディア等のWEB媒体等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

事業への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(4) 県が行う他の事業との連携について

別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担」に掲載する関連事業において連携を行うこと。特に、「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

(5) 効果測定および事例集の作成

支援企業に対して支援の効果についてアンケート調査を実施し、支援企業のDX推進に係る課題とその解決策、効果測定の結果を取りまとめること。また、支援の概要や効果、残された課題等を踏まえ、県内企業のDX推進の参考となる事例集として取りまとめること。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- (1) 広報チラシ
- (2) 実施報告書（実施記録、効果測定結果、事例集等を含む）
- (3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和7年3月24日（月）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。

- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (10) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、本業務に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (11) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (12) 契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (13) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (14) 受託事業者が(13)のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (15) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (16) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

